

電力調達仕様書（ごみ処理施設）

1. 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、乙訓環境衛生組合（以下「発注者」という。）のごみ処理施設で使用する電力を受注者が供給することについて適用する。

(2) 件名 電力調達（ごみ処理施設）

(3) 供給場所 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32

(4) 業種 一般廃棄物の中間処理

(5) 施設概要

ごみ処理施設 1号炉・2号炉（各75t/24h）平成7年4月供用開始（発電設備：無）

3号炉（75t/24h）平成14年4月供用開始（発電設備：有）

リサイクルプラザ 粗大ごみ処理（32t/5h）・資源ごみ処理設備（14t/5h）

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 供給電圧 標準電圧6,600V

ウ 周波数 60Hz

エ 受電方式 1回線受電

オ 常用自家発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力1,200kW 1基

カ 非常用発電設備 ディーゼル発電機 定格出力300kVA 2基

(7) 需給地点

需要場所構内に発注者が設置した引込高圧開閉器電源側接続点

(8) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は関西電力送配電線の所有である。

(9) 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ

(10) 供給の方法

ごみ処理施設で使用する電力を需要に応じて受注者は全量供給するものとする。

(11) 電力量の検針方法

受注者の検針方法による。

2. 供給仕様

(1) 契約方法 単価契約

ただし、定期検査又は定期補修以外の場合の自家発補給電力電力量料金単価については、発注者所在地を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款等に基づく単価を上限として定めることとする。

また、料金制度については、基本料金と電力料金に基づく二部料金制など受注者にて設定することができるものとする。

(2) 契約電力及び予定使用電力量

① 契約電力（常時電力） 382kW

ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

② 契約電力（自家発補給電力） 1,200kW

3号炉の検査、補修又は事故等により自家用発電設備を停止した時に生じた不足電力の補給に充てる。

③ アンシラリーサービス料金対象容量 0kW

関西電力の平成27年4月1日実施の特定規模需要供給条件附則5（アンシラリーサービス料金対象容量の取扱い）により「当分の間」料金対象容量に含めない。

④ 予定使用電力量（常時電力+自家発補給電力） 1,706,600kWh

（詳細は、別表の月別予定使用電力量を参照のこと。）

(3) 供給期間 令和3年9月1日0時から令和4年8月31日24時まで

(4) 電力量料金単価区分及び時間帯区分別電力量

① 電力量料金単価は、次の時間帯区分による。

| 時間帯区分 | 定義 |
|-------|--------------------|
| 夏季 | 毎年7月1日から9月30日までの期間 |
| その他季 | 夏季以外の期間 |

② 時間帯区分別電力量の予定量は、次のとおりとする。

| 時間帯区分 | 予定使用電力量（常時電力+自家発補給電力） |
|-------|-----------------------|
| 夏季 | 49,100kWh |
| その他季 | 1,657,500kWh |
| 合計 | 1,706,600kWh |

(5) 力率

受注者は、契約期間において、その一ヶ月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件によるものとする。

(6) 燃料調整費

供給者発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要になった場合は、燃料費の調

整を行うことができるものとする。なお、燃料費の調整を行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件によるものとする。

(ただし、入札価格の算定にあたっては考慮する必要はないものとする。)

(7) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件によるものとする。

(ただし、入札価格の算定にあたっては考慮する必要はないものとする。)

(8) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は、精算金を請求することができるものとする。なお、精算金の算定を行う場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件に準じ算定するものとし、その金額は双方協議のうえ決定するものとする。

3. 電気の安定供給

(1) 受注者は電気の安定供給を図ること。ただし、以下の場合、受注者は電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止の申出ができる。

- ① 電気の需給上、やむを得ない場合。
- ② 電気供給会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- ③ 電気供給会社の電気工作物の修繕、変更その他やむを得ない場合。
- ④ 非常変災の場合。
- ⑤ その他保安上必要がある場合。

(2) 一般送配電事業者の送電線を使用して電気を託送により供給する場合、3.(1)①から⑤に関しては、受注者は当該一般送配電事業者との接続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該一般送配電事業者が3.(1)①から⑤に関して供給の中止又は制限を申し出るときはこの限りではない。

(3) 受注者は3.(1)の電気の供給中止又は制限を行おうとするときは、発注者に事前に連絡し、了解を得ることとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この限りではない。

4. 支払方法

受注者は、受注者は、1ヶ月毎に発注者に対して代金の支払いを請求するものとし、発注者は、適法な支払請求を受理した日から30日以内にその代金を受注者に支払うものとする。

5. その他

(1) 使用電力量の増減

予定使用電力量は、運転計画の変更、また、ごみ処理施設及び発電設備の運転状態又は故障等により変動が生じる場合があるが、発注者は、その予定使用電力量に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。

(2) 通信設備等

本契約に伴い計量装置、通信装置、その他の付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合、すべて受注者の負担で行うこと。なお、通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、速やかに受注者の負担で撤去すること。

(3) 供給実施に際して、条件等詳細については、落札後締結する電力調達契約書において定める。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、受注者が定める約款の規定等に基づき、別途協議する。

令和3年9月～令和4年8月 月別予定使用電力量

| | 常時 使用電力量 (kWh) | 自家発補給 使用電力量 (kWh) | 合計 (kWh) | 力率 (%) |
|---------|----------------------|-------------------------|-------------|-----------|
| 令和3年9月 | 15,000 | | 15,000 | 100 |
| 令和3年10月 | 315,456 | 235,244 | 550,700 | 100 |
| 令和3年11月 | 182,168 | 174,132 | 356,300 | 100 |
| 令和3年12月 | 16,000 | | 16,000 | 100 |
| 令和4年1月 | 16,000 | | 16,000 | 100 |
| 令和4年2月 | 15,400 | | 15,400 | 99 |
| 令和4年3月 | 16,000 | | 16,000 | 100 |
| 令和4年4月 | 15,700 | | 15,700 | 99 |
| 令和4年5月 | 192,844 | 179,256 | 372,100 | 100 |
| 令和4年6月 | 153,140 | 146,160 | 299,300 | 100 |
| 令和4年7月 | 18,100 | | 18,100 | 99 |
| 令和4年8月 | 16,000 | | 16,000 | 99 |
| 合 計 | 971,808 | 734,792 | 1,706,600 | — |

令和元年9月～令和2年8月 月別使用電力量実績

| | 期間 | 常時 使用電力量 (kWh) | 自家発補給 使用電力量 (kWh) | 合計 (kWh) | 力率 (%) |
|---------|------------|----------------------|-------------------------|-------------|-----------|
| 令和元年9月 | 9/1～9/30 | 10,515 | 0 | 10,515 | 100 |
| 令和元年10月 | 10/1～10/31 | 276,287 | 195,024 | 471,311 | 100 |
| 令和元年11月 | 11/1～11/30 | 144,405 | 136,307 | 280,712 | 100 |
| 令和元年12月 | 12/1～12/31 | 10,360 | 0 | 10,360 | 100 |
| 令和2年1月 | 1/1～1/31 | 4,689 | 0 | 4,689 | 99 |
| 令和2年2月 | 2/1～2/29 | 118,156 | 75,674 | 193,830 | 100 |
| 令和2年3月 | 3/1～3/31 | 1,556 | 0 | 1,556 | 99 |
| 令和2年4月 | 4/1～4/30 | 2,715 | 0 | 2,715 | 99 |
| 令和2年5月 | 5/1～5/31 | 190,056 | 131,703 | 321,759 | 100 |
| 令和2年6月 | 6/1～6/30 | 193,013 | 179,759 | 372,772 | 100 |
| 令和2年7月 | 7/1～7/31 | 7,739 | 0 | 7,739 | 100 |
| 令和2年8月 | 8/1～8/31 | 11,838 | 0 | 11,838 | 100 |
| 合計 | — | 971,329 | 718,467 | 1,689,796 | — |